

1丁		裁 判 所	
年 号	出生地	現住所	本 籍
六三	六〇	五七	一〇
四	四	五八	三〇
一二	一	六〇	司法試験第二次試験合格
簡易裁判所判事に兼ねて甲府地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了
内閣	内閣	最高裁判所	司法試験管理委員会
			司法試験第一部第一類（私法コース）卒業
			最高裁判所
			司法修習生を命ずる
			司法修習生の修習終了
			東京大学法学部第一類（私法コース）卒業
			司法試験第一次試験合格
			昭和三十三年九月一日
		旧氏名	氏名

2丁		裁 判 所		年 号	月	日	事	項	最 高 裁 判 所	府	名
月	年	昭和六三	平成二	四	一一	二二	一二	判事補の職務の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	甲府簡易裁判所判事に補する	最 高 裁 判 所	府
五	一	一一	一七	一一	一八	一五	三	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	最 高 裁 判 所	最 高 裁 判 所
六	一	一一	一七	一一	一八	一五	三	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局総務局付を免ずる	最 高 裁 判 所	最 高 裁 判 所
一	通商産業事務官（通商政策局）の併任を解除する	（期間は平成三年一二月五日までとする）	外務事務官（経済局）に併任する	外務事務官（経済局）に併任する	外務省	法務省	通商産業省	通商産業事務官（通商政策局）に併任する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	最 高 裁 判 所	最 高 裁 判 所
二	通商産業事務官（通商政策局）の併任を解除する	（期間は平成三年一二月五日までとする）	外務事務官（経済局）に併任する	外務事務官（経済局）に併任する	外務省	法務省	通商産業省	通商産業事務官（通商政策局）に併任する	最高裁判所事務総局総務局付を免ずる	最 高 裁 判 所	最 高 裁 判 所

6丁

裁判所

年

号

月

日

事

項

序

最高裁判所首席調査官を命ずる

最高裁判所

尾島明